

総社市告示第117号

総社市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱（平成24年総社市告示第104号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（構造計算適合性判定の準用）</p> <p>第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請をする者（以下「申請者」という。）が、法第54条第2項の規定による申出（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）をする場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3及び第18条第5項から第12項までの規定を準用する。この場合において、同法第6条の3第8項中「<u>当該建築主事等</u>」及び同法第18条第12項中「<u>建築主事等</u>」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の場合において、低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、申請者から同法第6条の3第7項若しくは第18条第11項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、法第54条第1項の規定による認定（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「認定」という。）をすることができる。</p>	<p>（構造計算適合性判定の準用）</p> <p>第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請をする者（以下「申請者」という。）が、法第54条第2項の規定による申出（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）をする場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3及び第18条第4項から第11項までの規定を準用する。この場合において、同法第6条の3第8項及び第18条第11項中「<u>当該建築主事</u>」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の場合において、低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、申請者から同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、法第54条第1項の規定による認定（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「認定」という。）をすることができる。</p>

附 則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。